

MEGA ドン・キホーテ富谷店の届出概要について
(法第6条第2項 変更)

- 1 届出者 日本アセットマーケティング株式会社
- 2 届出年月日 平成27年10月23日
- 3 店舗の名称 MEGA ドン・キホーテ富谷店
- 4 店舗設置者 日本アセットマーケティング株式会社
- 5 店舗所在地 黒川郡富谷町富ヶ丘1-3-22
- 6 変更しようとする事項 県の意見を受けての変更はなし

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 3,476 m²

(変更後) 2,900 m² (北海屋の部分を更地にするため)

(2) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 189台

(変更後) 130台 (指針: 130台)

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 荷さばき施設A棟 70 m² 荷さばき施設B棟 143.3 m²

合計 213.3 m²

(変更後) 荷さばき施設① 70 m² 荷さばき施設② 15 m²

合計 85.0 m²

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 廃棄物保管施設A棟 30.6 m³ 廃棄物保管施設B棟 40.5 m³

合計 71.1 m³

(変更後) 廃棄物保管施設① 30.6 m³ 廃棄物保管施設② 13.5 m³

合計 44.1 m³

(指針: 13.5 m³)

(5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) (開店時刻) 午前9時 (閉店時刻) 午後10時

(変更後) (開店時刻) 午前0時 (閉店時刻) 翌午前0時

(6) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時45分から午後10時30分まで

(変更後) 24時間

(7) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前7時から午後10時30分まで

(変更後) 午前6時から午後10時まで

7 変更する年月日

- (1) (5) (6) (7) 平成27年12月9日
(2) ~ (4) 平成28年 6月24日

8 事務手続き等

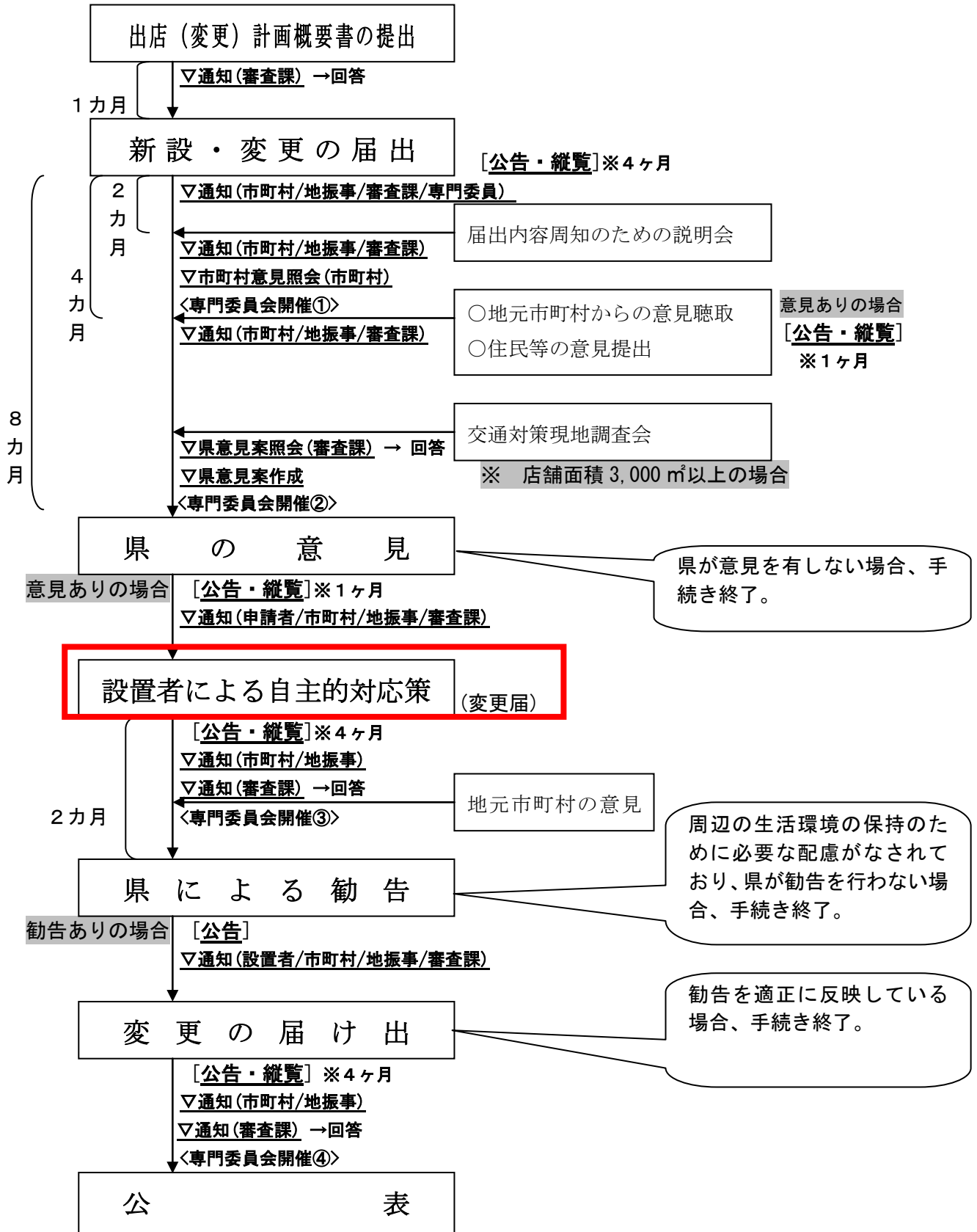
- ・公 告 年 月 日 : 平成27年11月13日
- ・縦 覧 期 間 : 公告の日から平成28年3月14日まで (公告の日から4か月間)
- ・地 元 説 明 会 : 平成27年12月 1日
- ・大規模小売店舗立地専門委員会 : 1回目 平成28年2月 9日 【概要説明】
2回目 平成28年4月19日 【意見案審議】
- ・市町村等からの意見書提出期限 : 平成28年3月14日 (公告の日から4か月以内)
- ・県 の 意 見 の 通 知 日 : 平成28年4月22日 (届出の日から8か月以内)
- ・自 主 的 対 応 策 の 提 出 日 : 平成29年4月19日
- ・勸 告 の 期 限 : 平成29年6月19日 (自主的対応策提出日から2か月以内)

■変更に関するもの以外の事項

- 1 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐輪場の位置及び収容台数 111 台
- 2 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2箇所

大規模小売店舗立地法手続きのフロー

○5条1項(新設) ○6条2項(施設配置等変更) ○附則5条1項(既存店の変更)



※ 正当な理由なく勧告に従わなかったときはその旨公表します。
公表は開店前、開店後に限らず、勧告に従わなかった時点で県が行います。

県の意見に対する日本アセットマーケティング株式会社の対応策

県の意見	
<p>平成28年4月11日に提出のあった変更届出書添付書類「(参考資料) 騒音レベルの最大値計算過程【合成値あり】」における夜間に発生する騒音の発生源ごとの騒音レベル最大値の予測結果では、当該大規模小売店舗の敷地境界線において、隣接されている設備機器を一つの騒音源と捉えた予測が実施されており、この予測結果において、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成19年経済産業省告示第16号)で尊重することとされている騒音規制法(昭和43年法律第98号)の基準値を超過している。</p> <p>当該地域は、都市計画法(昭和43年法律第100号)で指定された用途地域が第一種低層住居専用地域であり、特に良好な住宅環境を保護する区域とされており、住居が隣接・連たんしている。また、当該大規模小売店舗の営業時間は24時間で、設備機器が夜間においても稼働されることから、周辺環境に影響を及ぼすことがないよう適切な騒音対策を講じること。</p>	
設置者の対応策	
<p>騒音対策の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗周辺的生活環境への影響に関して万一苦情が発生した場合は原因を特定し、当該店舗に起因すると思われる場合は適切な対応を行い、改善に努めます。 ・店舗入れ替えに伴い、規制基準を遵守するよう、極力住家から遠ざけた位置に配置しました。 ・食品加工等の作業は、極力夜間の時間帯を避け、空調機や排気口の稼働を抑えます。 ・事務所や会議室等の空調機の夜間使用は極力避け、使用する場合は適度な温度設定とするなど、必要最小限の運転を心がけてまいります。 ・定期的なメンテナンスを行い、がたつき等による異音があった場合には防振ゴムの設置をするなど、速やかに改修を行います。 ・万一当該店舗に起因すると思われる問題が生じた際には原因を特定し、施設面での対策として防音壁やチャンバー等の設置、運用面での対策として夜間の運転を極力行わないなどの対応を検討し、改善に努めます。 	
勧告の必要性	
<p>県の意見を踏まえ、夜間に発生する騒音を抑制するための対応策が示されており、意見を適正に反映している。</p> <p>また、将来において苦情が発生した場合に適切な対応を行う旨が示されており、周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼすとは認められない。→県の勧告は不要</p>	

大規模小売店舗立地法に基づく県の勧告(案)

勧告案	勧告なし
附帯意見案	店舗から発生する騒音が周辺環境に与える影響について十分に留意し、騒音抑制に努めた店舗運営を行うとともに、苦情が発生した際は適切な対策を講じ、周辺環境の保全に配慮願います。